

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 取扱要領

(8 農整備第 512号 令和 8 年(2026 年) 7 月 30 日)

(主旨)

第 1 中東情勢の変化により、ナフサ由来の建設資材については、供給の不安定化や流通の停滞が生じている。

このため、代替資材の調達や流通経路の見直し等により、工事施工段階において追加費用が必要となる場合の設計変更の取扱いについて、以下のとおり定めるものとする。

(対象資材)

第 2 設計変更の対象とする建設資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサ由来の建設資材とする。なお、「ナフサ由来」とは、具体的に以下のいずれかに該当する資材（以下「調達検討資材」という。）をいう。

- 1) 一般財団法人建設物価調査会や一般財団法人経済調査会等の調査機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材（参考 URL：※1）
- 2) 受注者から提出される協議資料（メーカー資料「聞き取りでも可」、カタログ等）により、ナフサ由来であることが確認できる資材

(手続き)

第 3 調達検討資材の経費計上（設計変更）が必要なる場合の手続きは下記のとおりとする。

- 1) 適用日以降に起工起案する工事については、発注時に「特別仕様書」に設計変更対象工事である旨を記載する。
- 2) 受注者は、代替資材の調達または流通状況の変化により追加の調達経費が必要となる場合、「調達検討資材」として様式 1 により発注者と協議するものとする。
- 3) 受発注者間の協議により設計変更が必要と判断された場合、受注者は様式 2 および仕様・調達経費の根拠資料を提出し、速やかに設計変更に係る協議を行うものとする。
- 4) 追加の調達経費が必要となる場合とは、以下、①から③を想定している。
 - ①調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③調達検討資材を調達した場合（別途調達経費を含む）
- 5) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。
- 6) 協議は、情報共有システムまた、書面により行うものとする。
- 7) 追加の調達経費は、直接工事費に計上し諸経費の対象とする。
- 8) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条(スライド条項)の対象外とする。

(適用)

第4 本運用は、令和8年8月1日起工起案する工事から適用する。

なお、令和8年7月31日以前に入札手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。この場合において、受注者が既に購入した調達検討資材についても、当該資材に係る別途調達経費の妥当性が確認できる場合は、協議の上、対象とすることができる。この場合の手続きについては、第3(2)の規定にかかわらず、様式2の実施報告書等により協議を行うものとする。

以下、参考

※1 参考 URL

建設物価調査会

“https://www.kensetu-bukka.or.jp/chousa_report/18053/”

「中東情勢の影響がみられた主な建設資材」

経済調査会

“<https://www.zai-keicho.or.jp/news/extraordinary/>”

「積算資料 2026 年〇〇号 石油系資材ウォッチ／速報レポート」

(様式1) 調達検討資材に関する協議書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定価 格	中東情勢の 影響	添付書類の 番号

(注)

1 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達する場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合
(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

2 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督員に提出する。①
の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を
併せて監督員に提出する。

3 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用
(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。

(様式2) 調達検討資材に関する実施報告書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入価格	証明書類	証明書類の 番号

(注)

1 種別は、①又は②を記入する。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合
(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)

2 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必
要なものの写しを添付すること。

3 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用
(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。